

## 被保険者期間と届出：13分

1. 期間計算 ケース1（法第11条）
2. 期間計算 ケース2（法第11条）
3. 資格の喪失（法第11条）
4. 種別の変更があった場合の被保険者期間の計算方法 ケース3  
（法第11条の2）
5. 種別変更の届出 ケース4（法第12条、法第105条、法附則第7条の4）
6. 国民年金の被保険者の届出（法第12条、法第105条、法附則第7条の4）
7. 任意加入被保険者の届出 ケース5（法附則第5条第1項、第2項、第5項）

### ■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第11条 ……………国民年金法第11条
- ・法附則第7条の4……………国民年金法附則第7条の4

## 被保険者期間と届出：13分

8. 第3号被保険者の届出 ケース6

9. 第3号被保険者の届出の特例

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第11条 ……………国民年金法第11条

・法附則第7条の4……………国民年金法附則第7条の4

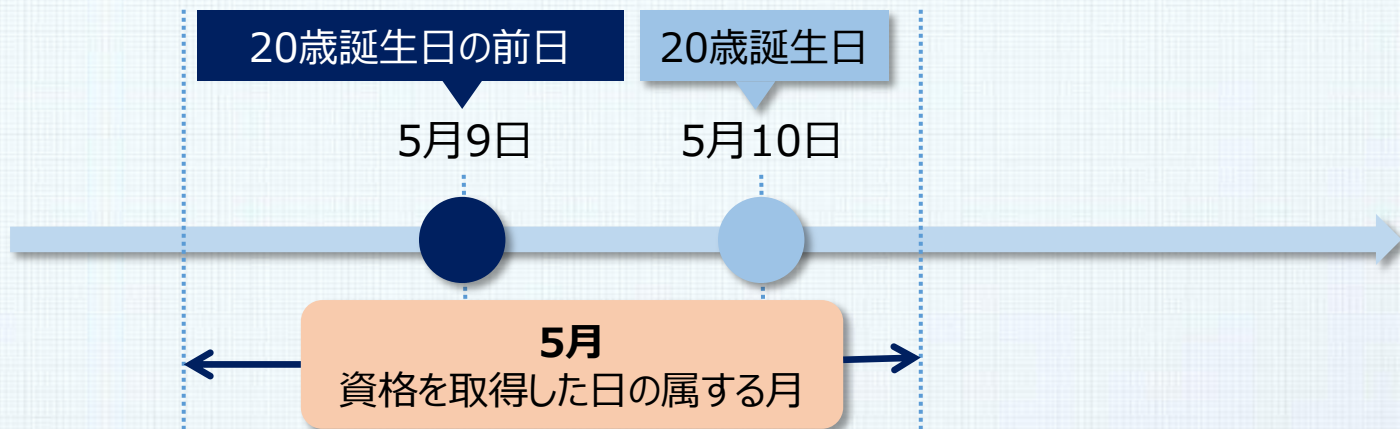
# 期間計算 ケース1 (法第11条)

## ケース1

5月10日生まれのAさんが20歳となり、第1号被保険者の資格を取得しました。Aさんの被保険者期間の計算は何月からになりますか？

### 第11条 (一部掲載)

被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。



『年齢計算ニ関スル法律』(明治35年12月2日法律50号)

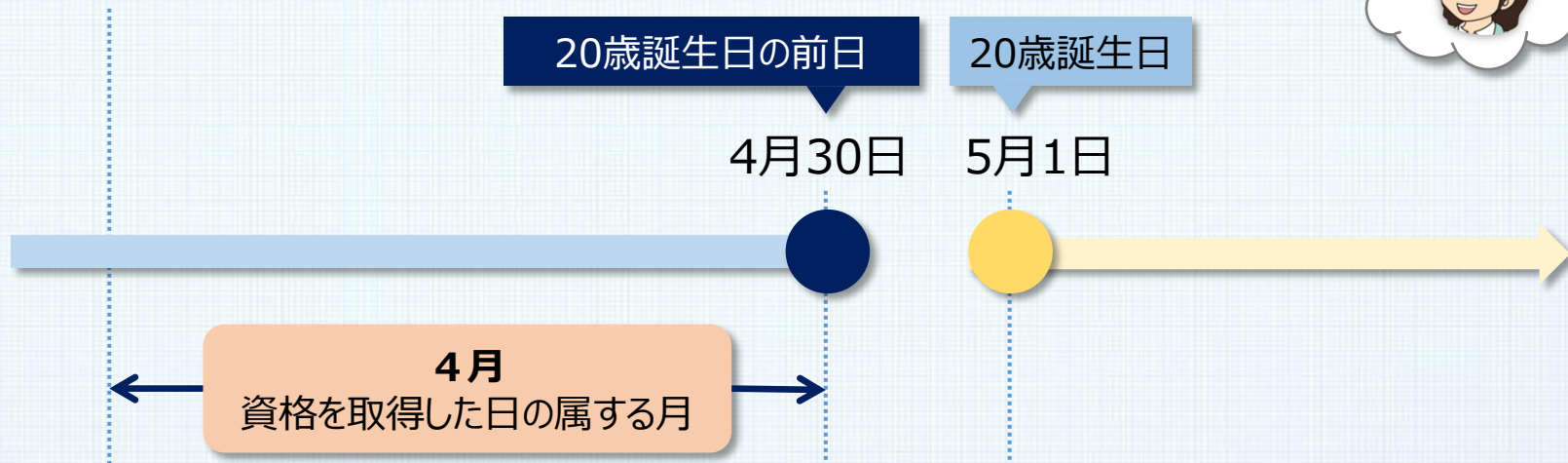


## 期間計算 ケース2 (法第11条)

### ケース2

5月1日生まれの人Bさんが20歳となり、第1号被保険者の資格を取得しました。

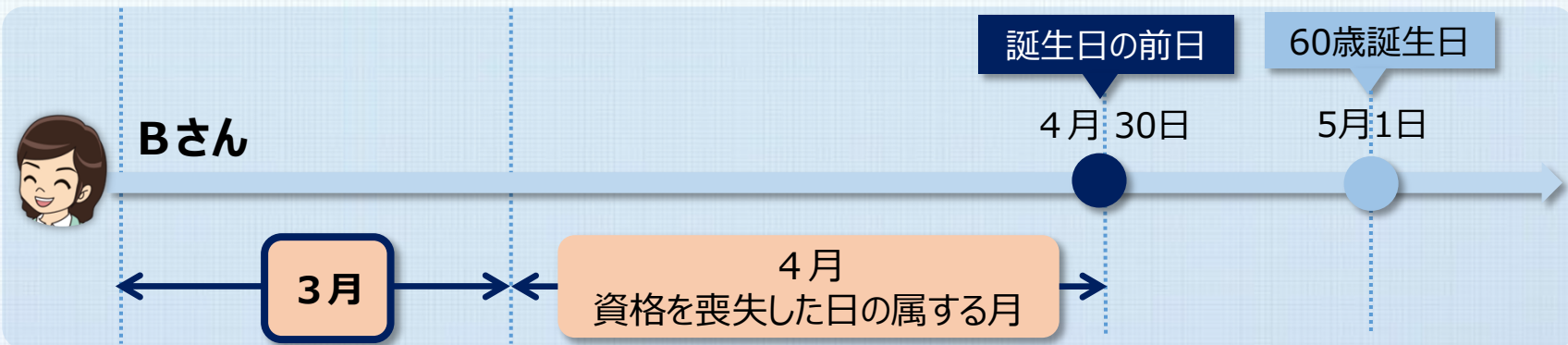
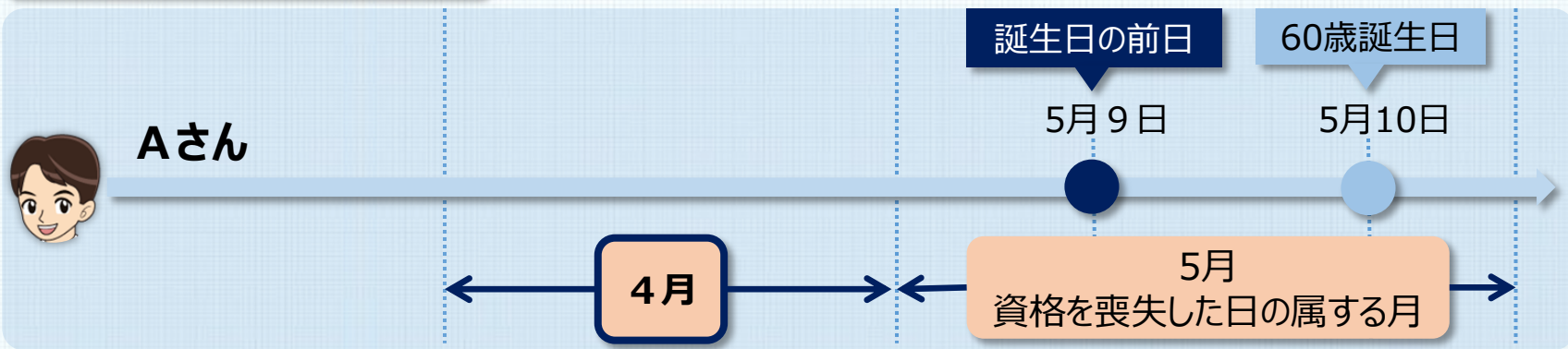
Bさんの被保険者期間の計算は何月からになりますか？





# 資格の喪失（法第11条）

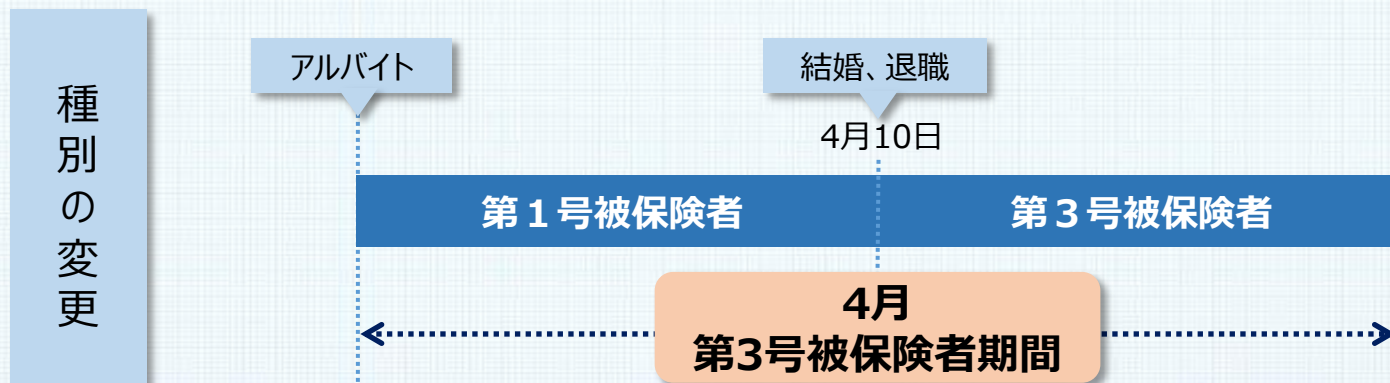
## 資格喪失



## 種別の変更があった場合の被保険者期間の計算方法 ケース3 ①（法第11条の2）

### ケース3

アルバイトで働いていたCさんが、4月10日に会社員の方と結婚して、アルバイト先を退職することになりました。アルバイトをしていた間は第1号被保険者でしたが、第2号被保険者と結婚し、その被扶養配偶者となる場合は、第3号被保険者になります。

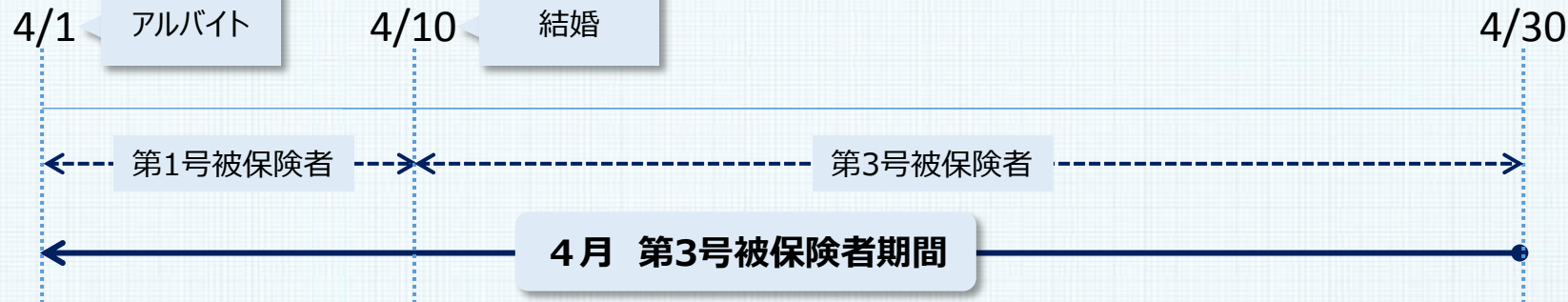


第11条の2（一部掲載）

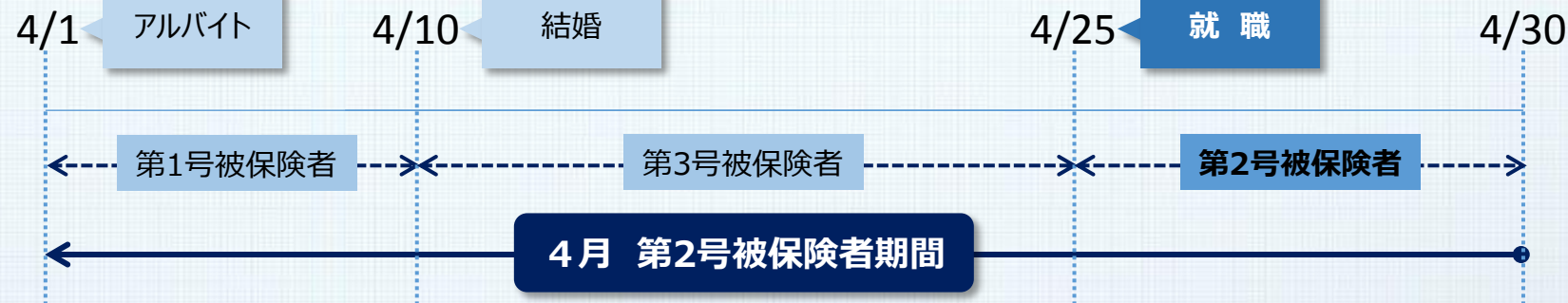
～、被保険者の種別（第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなす。～

## 種別の変更があった場合の被保険者期間の計算方法 ケース3②（法第11条の2）

### 4月 例1



### 4月 例2





# 種別変更の届出 ケース4 ① (法第12条、法第105条、法附則第7条の4)

## ケース4

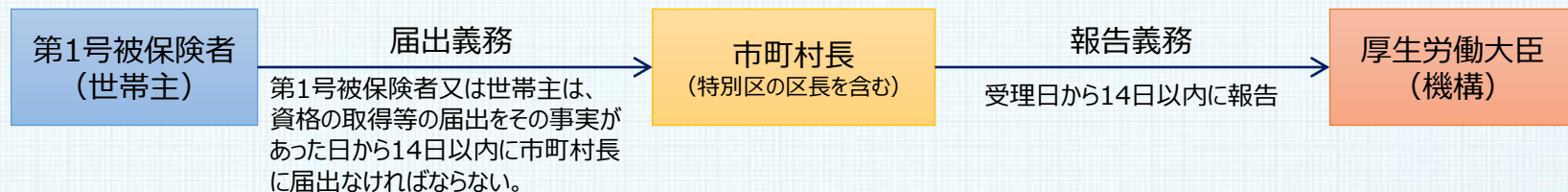
会社を退職して国民健康保険の手続きにやってきたDさんに対して、国民年金の手続きもしていただくことになりました。



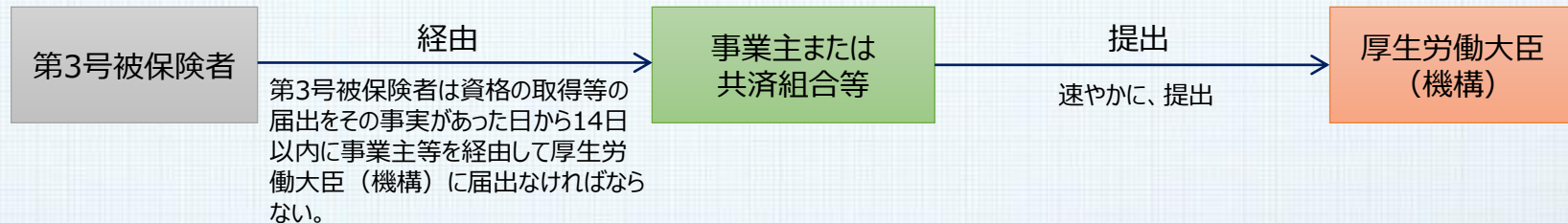
### 第12条（一部掲載）

被保険者（第3号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

#### ■ 第1号被保険者の届出



#### ■ 第3号被保険者の届出





# 種別変更の届出 ケース4 ② (法第12条、法第105条、法附則第7条の4)

## ケース4

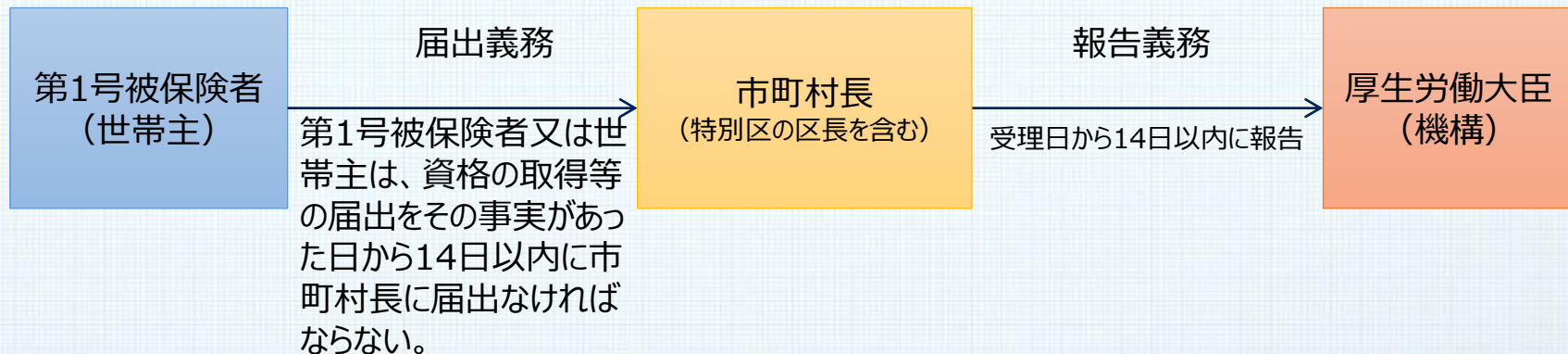
会社を退職して国民健康保険の手続きにやってきたDさんに対して、国民年金の手続きもしていただくことになりました。



### 第12条 (一部掲載)

被保険者(第3号被保険者を除く。次項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

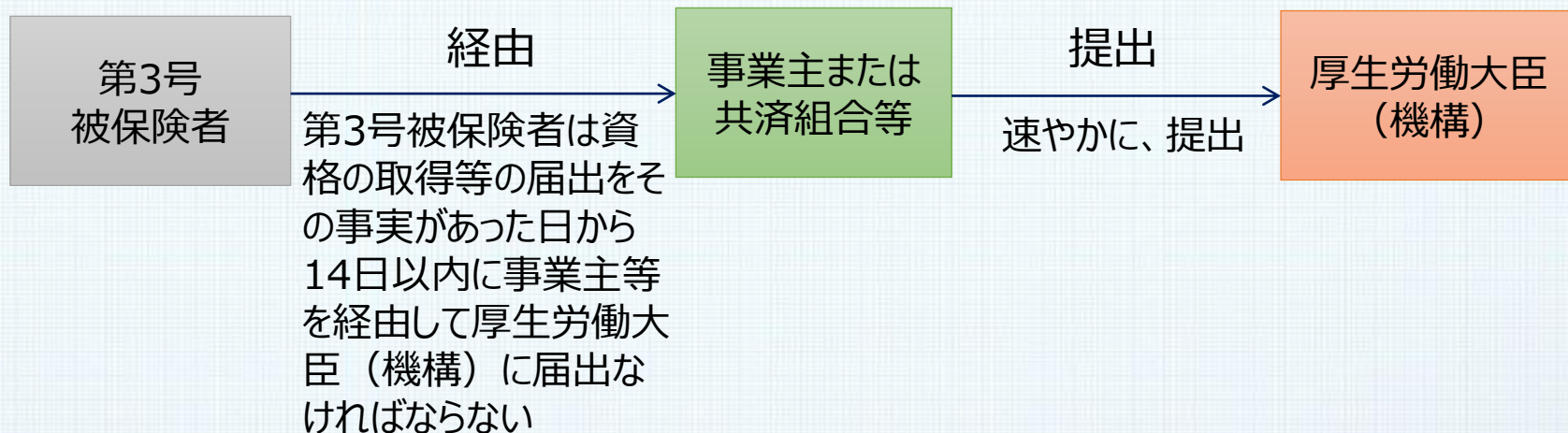
### ■ 第1号被保険者の届出



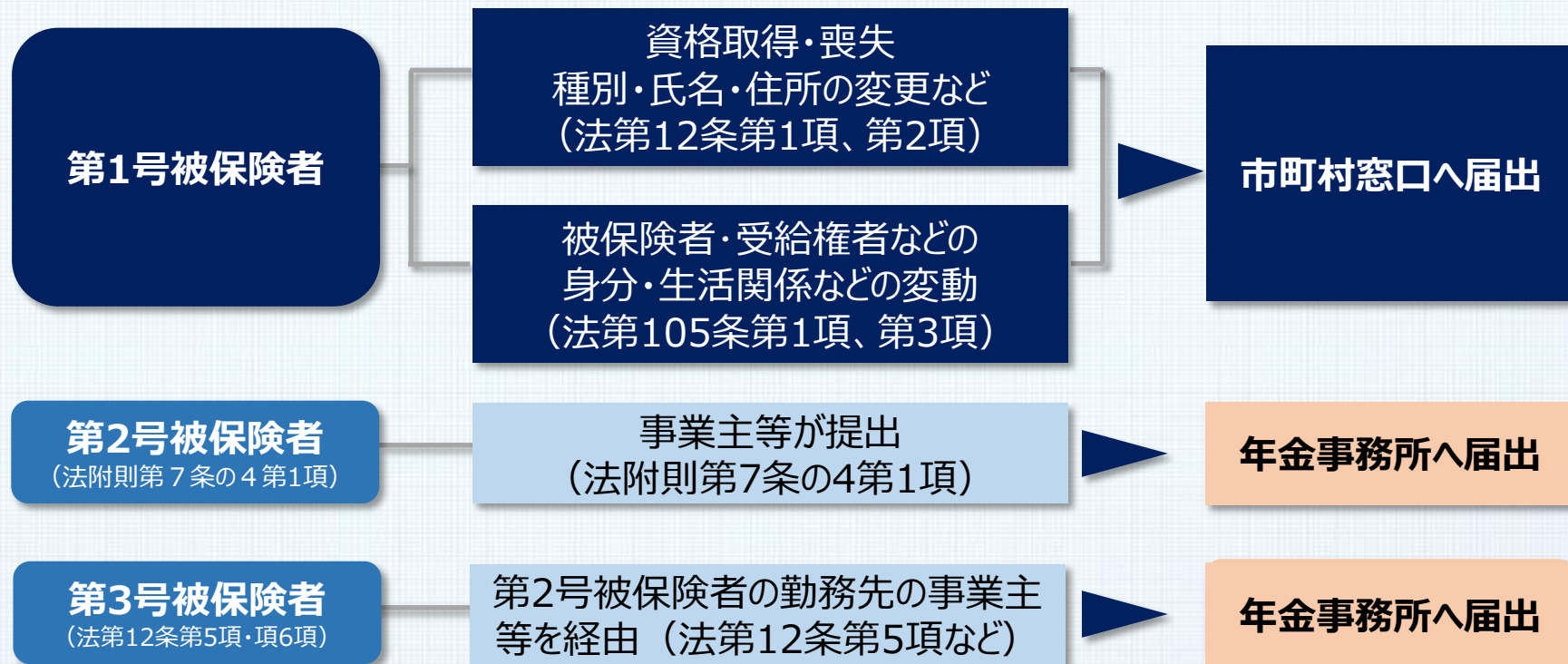
# 種別変更の届出 ケース4 ③ (法第12条、法第105条、法附則第7条の4)

## ケース4

### ■ 第3号被保険者の届出



# 国民年金の被保険者の届出 (法第12条、法第105条、法附則第7条の4)





# 任意加入被保険者の届出 ケース 5（法附則第5条第1項、第2項、第5項）

## ケース 5

未納期間がある E さんが 60 歳を迎え、老齢基礎年金を満額もらうことが可能か相談に来られたとします。



|        | 届出先 | 任意加入被保険者<br>(法附則第 5 条第1項、第2項、第5項、平成 6 年改正法附則第11条第1項、第2項、第6項、平成16年改正法附則第23条第1項、第2項、第6項、法第12条第1項) |
|--------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格取得申出 | 市町村 | (令第 1 条の 2 第1項第2号、則第2条)                                                                         |
| 資格喪失申出 |     | (令第 1 条の 2 第1項第2号、則第6条)                                                                         |
| 資格喪失   |     | (則第3条第1項、則第4条第1項)                                                                               |
| 氏名変更   |     | (則第7条第1項)                                                                                       |
| 住所変更   |     | (則第8条第1項)                                                                                       |

## 第3号被保険者の届出 ケース6



### ケース6

パートで働いているFさんは、第2号被保険者の扶養に入っている第3号被保険者です。このFさんが、子供に手がかからなくなったことからパートに出る日数を増やし、収入が増加したとします。

#### ■第1号被保険者及び第3号被保険者の届出

|         | 届出種類  | 提出期限             | 経由                                                          | 届出先        |
|---------|-------|------------------|-------------------------------------------------------------|------------|
| 第1号被保険者 | 資格取得届 | 当該事実があった日から14日以内 |                                                             | 市町村長       |
|         | 資格喪失届 |                  |                                                             |            |
|         | 種別変更届 |                  |                                                             |            |
|         | 氏名変更届 |                  |                                                             |            |
|         | 住所変更届 |                  |                                                             |            |
|         | 死亡届   |                  |                                                             |            |
| 第3号被保険者 | 資格取得届 |                  | 配偶者である第2号被保険者の事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合もしくは日本私立学校振興・共済事業団を経由 | 厚生労働大臣（機構） |
|         | 資格喪失届 |                  |                                                             |            |
|         | 種別変更届 |                  |                                                             |            |
|         | 氏名変更届 |                  |                                                             |            |
|         | 住所変更届 |                  |                                                             |            |
|         | 種別確認届 |                  |                                                             |            |
|         | 死亡届   |                  |                                                             |            |

## 第3号被保険者の届出の特例①

### 第3号被保険者の資格取得等の届出

第3号被保険者としての被保険者期間の記録管理が必要

届出の失念（届出もれ）

第3号被保険者に該当したが未届

届出

前々月

前月

届出月

2年間

保険料納付済期間





## 第3号被保険者の届出の特例②

届出の失念（届出もれ）

老後の年金額の低下

第3号被保険者の届出の特例的な措置

第3号被保険者に該当したが未届

平成17年4月1日

届出

前々月

前月

届出月

2年間

保険料納  
付済期間

保険料納付済期間

届出遅延についてやむを得ない事由が  
あると認められるときは、  
保険料納付済期間に算入される

# 確認問題

## 問題 1

第 2 号被保険者が退職し第 1 号被保険者になったときは、その事実があった日から 1 4 日以内に資格取得届を市町村長に提出しなければならない。

## 解答



(法第 1 2 条第 1 項)

資格取得届ではなく、種別変更届を提出しなければなりません。

## 問題 2

平成 1 7 年 4 月 1 日前の第 3 号被保険者の未届期間について、届出をすることにより、その届出が行われた日以後その届出に係る期間を保険料納付済期間に算入することができる。

## 解答



(平成 1 6 年改正法附則第 2 1 条第 1 項、第 2 項)

